

移動等円滑化取組報告書（乗合バス車両）

（令和5年度）

住 所 新潟市中央区万代1丁目6番1号

事業者名 新潟交通観光バス株式会社
代表者名 代表取締役社長 古田 哲

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 乗合バス車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる乗合バス車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ノンステップバス及びワンステップバス	ノンステップバス及びワンステップバスを随時導入していく。	ノンステップバスを5台、ワンステップバスを7台導入

② 乗合バス車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
運転士教育の実施	バス車両備え付けのスロープ板について、中古車両導入に従い、取り扱い方法についての教育を順次図っていく。	計画通り実施

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
一部のバリアフリー停留所における停車方法のマニュアルの活用	新潟市内においてバリアフリー停留所が一部設けられているので、停車する際のマニュアルを活用し、運転士への教育を継続して行う。	計画通り実施

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
車外における情報提供の拡充	停留所でお待ちの高齢者に対し行先情報が確認しやすいよう、行先表示器をLEDへ変更していく。	7台の車両に対しLED行先表示機を設置

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
運転士の技術向上	高齢者・障害者の方の乗降支援に関する教育を定期的な運転士研修会の中で取り入れ、技術向上を図っていく。	計画通り実施

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての乗合バス車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
広報活動及び啓発活動への協力	行政等の関係機関が実施する啓発運動について、車内掲示にて啓発し協力を呼び掛ける。	計画通り実施

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

- ・当社は中古車両を定期的に導入しており、ノンステップバス及びワンステップバスに関する市場の状況について、適宜確認を行った。
- ・各市町村の受託車両におけるリフト付きバスの購入進捗について、市町村に対し情報交換を行った。
- ・バリアフリーに対する理解を担当事務員へ浸透させ、スロープ板の取り扱いについて運転士へ教育を継続して行った。

(3) 報告書の公表方法

自社ホームページにて公表を行った。

(4) その他

II 乗合バス車両の移動等円滑化の達成状況

(令和6年3月31日現在)

	総車 両数	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数							公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数						
		計	ノンステップ バスの車両数	ワンステップ バスの車両数	その他の車両数				計	基準適用除外認定車両数			その他の車両数		
					計	スロープ板を備 えたもの	リフトを備え たもの	計		うちス ロープ板 を備えた もの	うちリ フトを 備えた もの	計	うちス ロープ 板を備 えたも の	うちリ フトを 備えた もの	
															計
前年度車 両数	166	107	35	68	4	0	0	59	45	0	3	14	1	0	
年度内に 供用を開 始した車 両数	19	17	5	12	0	0	0	2	1	1	0	1	0	0	
年度内に 供用を廃 止した車 両数	27	9	2	4	3	2	0	18	11	0	0	7	0	0	
年度末車 両数	158	115	38	76	1	2	0	43	35	1	3	8	1	0	

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	○

(第6号様式)

注1. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している車両の合計数を記入すること。

2. ノンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているノンステップバス車両の合計数を記入すること。
3. ワンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているワンステップバス車両の合計数を記入すること。
4. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合している車両のうち2及び3に該当しない車両の合計数のほか、公共交通移動等円滑化基準省令第37条第2項第2号の基準に適合するスロープ板その他の車椅子使用者の乗降を円滑にする設備について、スロープ板を備えたもの、リフトを備えたものの別にその車両数を記入すること。
5. 基準適用除外認定車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第43条第1項の認定を受けている車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
6. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両のうち5に該当しない車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
7. IIIについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。